岡崎市地域公共交通計画の改訂について

1　はじめに

現在の岡崎市地域公共交通計画の計画期間（Ｒ４～Ｒ８）が終期を迎えるのに先立ち、令和７年度から２か年をかけて次期計画（R9～R13）に向けて改訂を進めるものである。

2　計画の構成

- シンプルな論理構成と一貫性のある計画となるよう、モビリティ・データを活用し、自治体にとって「無理なく」、地域住民や関係者にとって「難しくなく」、地域にとって「実のある」地域公共交通計画へのアップデートを目指す。
- 本体資料は 30 ページ程度の分かりやすい構成とし、アンケート結果等の詳細の情報は参考資料とする。
- 岡崎市統合型 GIS に停留所データや路線データなどをインプットし、都市計画や人口分布などのデータと連動させることで、課題発見の迅速化、施策の解像度を上げ、都市や地域の「目指す姿」の設定などに活用することを目指す。

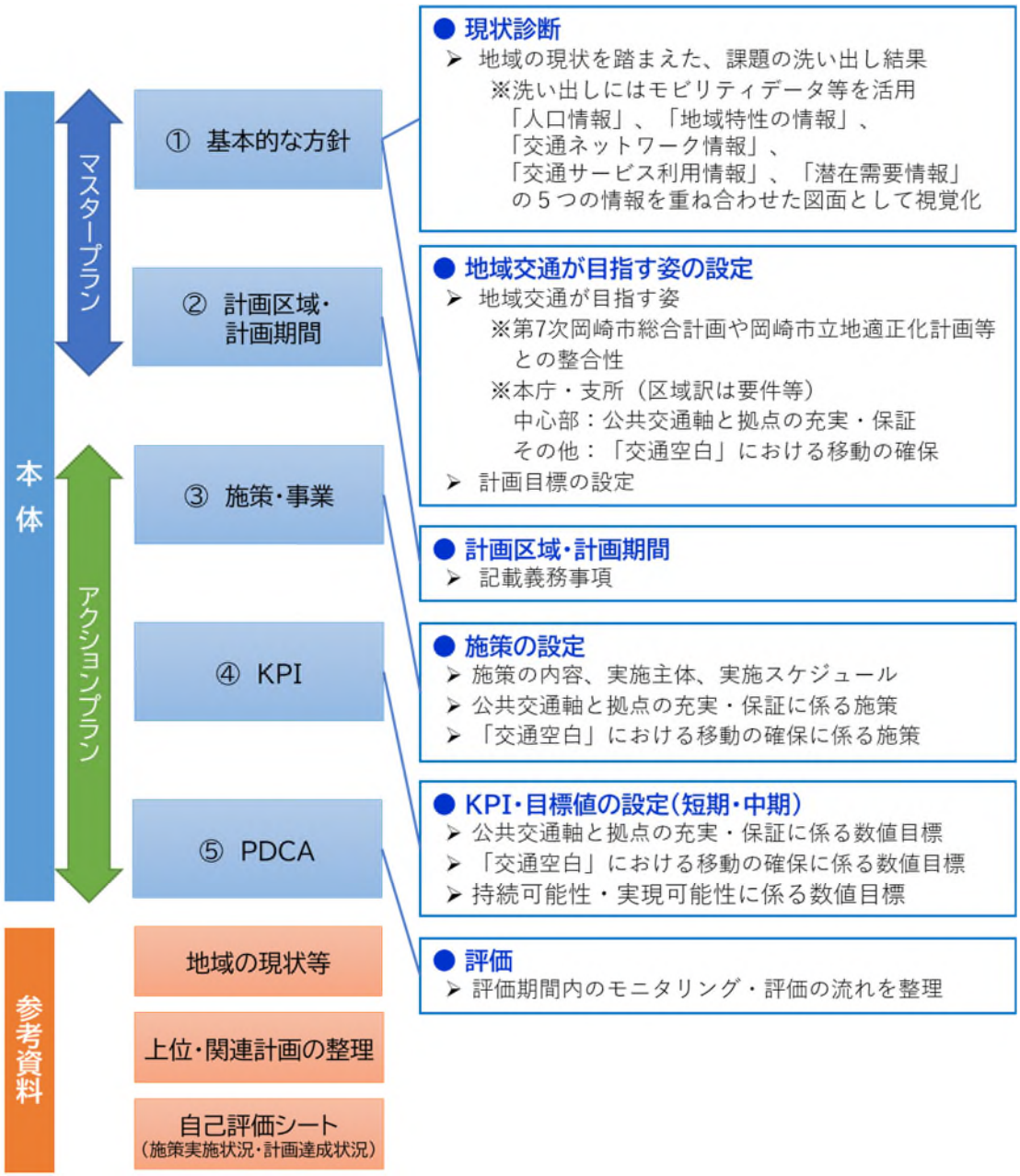

資料６

３　事業実施体制

- **計画の作成主体は岡崎市**
- 岡崎市地域公共交通会議委員の意見を反映させた一貫性のある計画策定を目指すこと及び地域公共交通調査等事業の補助対象者が地域交通法の法定協議会となり、補助事業実施に当たっては、法定協議会が事業者と契約し改訂事業を実施すると共に、補助金の支払先口座も法定協議会の口座となることから、岡崎市から岡崎市地域公共交通会議に計画改訂の方針を示したうえで、**岡崎市地域公共交通会議にて必要な業務を実施**
- 国からの支援として**地域公共交通調査等事業（地域公共交通計画等の策定への支援）を活用**
  ※内示額（交付予定額）：2,592,000 円
- 計画改訂にあたっては高度な技術知識やデータ解析が必要となることから、地域公共交通計画策定の実績のある**コンサルタント事業者へ支援業務を委託**する。
  ※岡崎市地域公共交通会議から発注し、事業者選定や改訂に関する事務等は岡崎市地域公共交通会議事務局にて実施

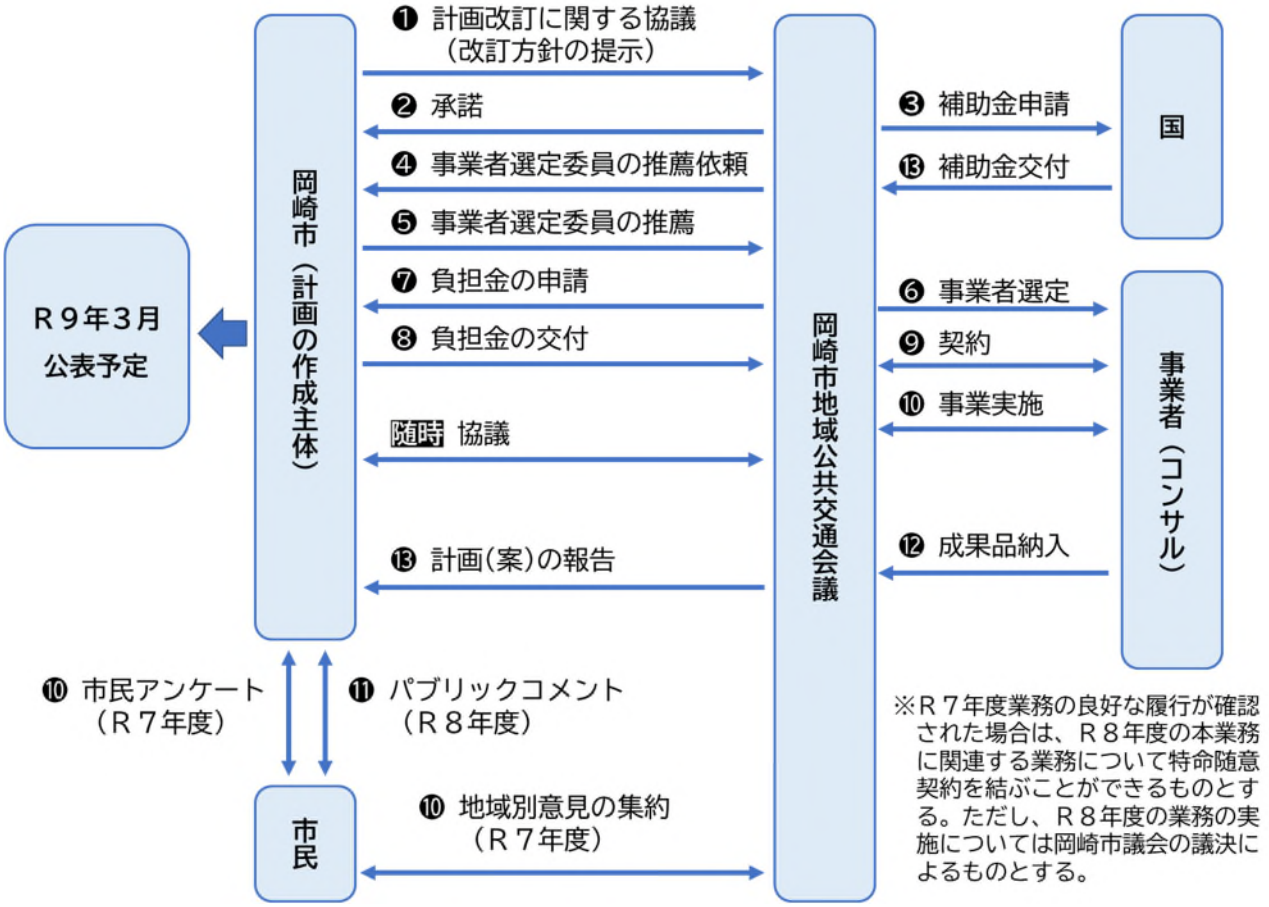

4　支援業務事業者の選定方法

● **選定方法**

計画改訂にあたっては高度な技術知識やデータ解析が必要となること及び効果的な地域別の意見聴取方法などに関する提案を求め評価するため、岡崎市設計等業務に係るプロポーザル方式等実施要綱に準じて、プロポーザル方式で選定事業者との随意契約を締結する

● **提案審査委員**

岡崎市地域公共交通会議から岡崎市に対して委員の推薦を依頼

※公共交通部門、企画部門、都市計画部門、福祉部門から５名を選定

● **契約期間**

契約の日（６月中旬ごろを想定）から令和８年３月 25 日（予定）

※業務内容が優良な場合には令和８年度業務についても随意契約を行う予定

● **支払上限額（税込）**

令和７年度：9,493,000 円　　令和８年度：9,680,000 円

5　年度別業務内容

令和7年度	令和8年度
事前準備	③ 施策・事業の設定
地域の現状等	④ KPIの設定
上位・関連計画の整理	⑤ PDCAサイクルの整理
アンケート調査	自己評価シートの作成 （施策実施状況・計画達成状況）
① 基本的な方針	素案の作成
② 計画区域・ 計画期間	パブリックコメントの実施
地域別の意見聴取	最終案の作成
マスタープラン案の作成	改訂・公表

6　スケジュールイメージ

時期	調査・検討内容	岡崎市地域公共交通会議
令和７年　４月	・改訂支援事業者の選定準備	
５月	・改訂支援事業者の選定 **・計画の改訂の概略の共有**	第１回
６月	・改訂支援事業者との契約	
７月		
８月	**・現状把握及び分析方法の確認** **・意見聴取方法の確認**	第２回
９月	・交通事業者との対話	
10 月	**・中長期の目指す姿（案）及び基本方針（案）の確認**	第３回
11 月	・地域別の意見聴取開始	
12 月	・交通事業者との対話	第４回
令和８年　１月		
２月	**・現状分析結果報告、中長期の目指す姿及び基本方針の設定**	第５回
３月		
４月		
５月	**・基本目標及び各施策の設定方針、年間スケジュール共有**	第１回
６月		
７月	・交通事業者との対話	
８月	**・基本目標（案）及び各施策の設定方針（案）の確認**	第２回
９月		
10 月	**・計画案の確認**	第３回
11 月	・パブリックコメント実施	
12 月	・交通事業者との対話	第４回
令和９年　１月		
２月	**・計画案修正の確認**	第５回
３月	・計画改訂・公表	

※下線部分は、岡崎市地域公共交通議での協議・報告事項とする予定の事項。
※スケジュールの詳細は、事業者に提案に基づき、事業者選定後に調整を行う。

7　その他

計画については、国の示す地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」を活用し改訂を進める。